

【とどろきアリーナ】利用料金

2023年4月1日より利用料金改定

【施設利用料】

平日

種別			午前	午後1	午後2	夜間	全日
メインアリーナ	アマチュアスポーツ	入場料なし	20,160	20,160	20,160	20,160	70,580
		入場料徴収	80,660	80,660	80,660	80,660	282,330
	その他の催し	興行利用	403,330	403,330	403,330	403,330	1,411,660
		見本市・展示会等	201,660	201,660	201,660	201,660	705,830
		集会・式典等	100,830	100,830	100,830	108,330	352,910
サブアリーナ	入場料なし	全面	13,440	13,440	13,440	13,440	47,050
		半面	6,720	6,720	6,720	6,720	23,520
	入場料徴収		40,330	40,330	40,330	40,330	141,160
体育室1		3,360	3,360	3,360	3,360	11,760	
体育室2		3,360	3,360	3,360	3,360	11,760	
研修室1		4,030	4,030	4,030	4,030	14,110	
研修室2		4,030	4,030	4,030	4,030	14,110	
楽屋1		1,340	1,340	1,340	1,340	4,700	
楽屋2		1,000	1,000	1,000	1,000	3,520	

楽屋 3	1,000	1,000	1,000	1,000	3,520
選手控室 1	1,340	1,340	1,340	1,340	4,700
選手控室 2	1,340	1,340	1,340	1,340	4,700
選手控室 3	1,000	1,000	1,000	1,000	3,520
選手控室 4	1,000	1,000	1,000	1,000	3,520
役員室 1	670	670	670	670	2,350
役員室 2	670	670	670	670	2,350

土日祝

種別			午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
メインアリーナ	アマチュアスポーツ	入場料なし	24,190	24,190	24,190	24,190	84,690
		入場料徴収	96,790	96,790	96,790	96,790	338,790
	その他の催し	興行利用	483,990	483,990	483,990	483,990	1,693,990
		見本市・展示会等	241,990	241,990	241,990	241,990	846,990
		集会・式典等	120,990	120,990	120,990	120,990	423,490
サブアリーナ	入場料なし	全面	16,120	16,120	16,120	16,120	56,460
		半面	8,060	8,060	8,060	8,060	28,220
	入場料徴収	48,390	48,390	48,390	48,390	169,390	
体育室 1			4,030	4,030	4,030	4,030	14,110
体育室 2			4,030	4,030	4,030	4,030	14,110
研修室 1			4,830	4,830	4,830	4,830	16,930
研修室 2			4,830	4,830	4,830	4,830	16,930
楽屋 1			1,600	1,600	1,600	1,600	5,640
楽屋 2			1,200	1,200	1,200	1,200	4,220
楽屋 3			1,200	1,200	1,200	1,200	4,220
選手控室 1			1,600	1,600	1,600	1,600	5,640
選手控室 2			1,600	1,600	1,600	1,600	5,640
選手控室 3			1,200	1,200	1,200	1,200	4,220

選手控室 4	1,200	1,200	1,200	1,200	4,220
役員室 1	800	800	800	800	2,820
役員室 2	800	800	800	800	2,820

時間区分

午前	9:00~12:00
午後 1	12:10~15:10
午後 2	15:20~18:20
夜間	18:30~21:30
全日	9:00~21:30

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日に利用するときは、規定利用料の 2 割増相当額とする。
- 利用日の前日又は翌日に準備又は片付けのためにメインアリーナを利用するときは、規定利用料の 5 割相当額とする。
- 利用許可の時間を超えて利用するときは、次に掲げる額とする。この場合において、超過時間が 30 分に満たない時は、これを 30 分とする。午後 9 時 30 分から翌日 9 時まで超過 30 分につき、利用日の夜間時間区分の規定利用料の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は切り捨て）の 2 割増相当額（10 円未満の端数は切り捨て）とする。
- 午後 9 時 30 分から翌日 9 時まで超過 30 分につき、利用日の夜間時間区分の規定利用料 30 分当たりの額の 2 割増相当額とする。

【メインアリーナ設備利用料】

品名	金額	単位	
舞台設備			
移動ステージ	56,010	1 日	1 式
演台	2,240		1 台
レクチャーテーブル	1,120		1 台
バトン	1,120		1 本
放送設備			
音響基本装置	5,600	1 回	1 式
移動用音響卓	1,120		1 卓
効果装置	1,120		1 式
マイクロホン	1,120		1 本
ワイヤレスマイクロホン	1,680		1 本
移動スピーカ	2,240		1 式
照明装置			
調光装置	2,240	1 回	1 式
移動用照明卓	1,120		1 卓
スポットライト	220		1 台
リングライト	220		1 台
クセノンピンスポット	5,600		1 台

持込器具	220		1Kw
スポーツ設備			
バスケットボール器具	2,240	1 回	1 組
バレーボール器具	1,120		
ハンドボール器具	1,120		
テニス器具	1,120		
バドミントン器具	110		
卓球器具	110		
体操器具（床運動除く）	440		
その他スポーツ器具	220		
スポーツ設備			
新体操 体操床マット	11,200	1 日	1 面
バレーボール用コートマット	貸出中止		
テニス用コートマット	44,810		
バドミントン用コートマット	貸出中止		
綱引き用コートマット	11,200		
その他設備			
フロアシート	560	1 日	1 枚
補助椅子	50		1 脚
長机	220		1 脚

養生用ボード	110		1枚
看板、横断幕、 または懸垂幕*1	3,360		1㎡
ダンスパネル	220	1回	4枚1組
フロア運搬車	2,800		1台
電光得点表示装置	2,240		1式
大型映像装置	33,610		1式

*1 競技会、展示会、その他これらの類する催しを行う際に一時的に掲示する広告物

*器具の利用料には、ボール、ラケット、シャトルなどの用具は含まれておりません。各自ご用意ください。

【サブアリーナ設備利用料】

品名	金額	単位	
放送設備			
音響基本装置	1,680	1回	1式
マイクロホン	1,120		1本
ワイヤレスマイクロホン	1,680		1本
スポーツ設備			
バスケットボール器具	1,120	1回	1組
バレーボール器具	1,120		
ハンドボール器具	1,120		
バドミントン器具	110		
卓球器具	110		

体操器具（平均台）	440		
スポーツ設備			
マット（体操用）	220	1回	1式
その他スポーツ器具 （ニュースポーツ用器具）	220		1本
その他設備			
フロアシート	560	1日	1枚
補助椅子	50		1脚
長机	220		1脚
電光得点表示装置	2,240	1回	1式
CD ラジカセ	560		1台

【体育室設備利用料】

品名	金額	単位	
放送設備			
音響基本装置	1,120	1回	1式
マイクロホン	1,120		1本
ワイヤレスマイクロホン	1,680		1本
CD ラジカセ	560		1台
スポーツ設備			
柔道畳	50	1回	1枚

エアロビマット	20		1枚
マット（体操用）	220		1枚
デリカステージ	220		1台

【研修室設備利用料】

品名	金額	単位	
放送設備			
音響基本装置	1,120	1回	1式
マイクロホン	1,120		1本
ワイヤレスマイクロホン	1,680		1本
その他設備			
オーバーヘッドプロジェクター	1,120	1回	1台
オーバーヘッドカメラ	1,120		
スライド映写機	1,120		
CD ラジカセ	560		

【冷暖房設備及照明設備利用料】

品名	金額	単位
冷暖房		
メインアリーナ	14,560	30分

サブアリーナ		5,040	
照明設備			
メインアリーナ	全灯	2,240	30分
	1/2の灯	1,120	
	1/4の灯	560	

午前・午後1・午後2・夜間をそれぞれ1回とする(前日は3回とする)。

利用許可の時間を越えて利用するときは、超過4時間まで規定利用料を徴収する。

障害者減免について(団体利用)

市内に所在する障害者団体として健康福祉局から承認を受けた団体が行事等で利用する場合には事前の減免申請により利用料金の5割相当額を減免します。

(冷暖房設備及び照明設備の利用料金を除く)